

公 告 書

公告第 346 号
令和 4 年 3 月 29 日

任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、規約で定めるところにより、被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額をその者の標準報酬月額とすることが可能になりました。

当健康保険組合における任意継続被保険者に係る標準報酬月額の取扱いは、第 102 回組合会において組合規約の改正が決議され、以下の通り変更となりましたのでお知らせします。

◆標準報酬月額の取扱い

現行

資格喪失時の標準報酬月額と、組合平均標準報酬月額を比較し、いずれか低い標準報酬月額を適用する。

変更後

資格喪失時の標準報酬月額が、組合平均標準報酬月額を上回る任意継続被保険者については、資格喪失時の標準報酬月額を保険料の算定基礎となる標準報酬月額とする。ただし、その額が 710 千円を超えるときは 710 千円とする。

◆組合平均標準報酬月額（上限標準報酬月額）

第 26 等級 380 千円

※令和 4 年 3 月 31 日以前に任意継続被保険者となった方に適用

◆適用日

令和 4 年 4 月 1 日

※変更後の標準報酬月額の取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日以降に任意継続被保険者となった方に適用

サンデン健康保険組合

理事長 橋本 善夫

